

交通空白地域解消調査支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、本町における交通空白地域の解消を目的とした調査支援業務について、公募型プロポーザル方式により参加事業者から提案を募り、実績・知識・創意工夫などを総合的に評価し、本業務に最も適した受託候補者を選定するための手続きおよび必要事項を定めるものである。

本町では、公共交通や福祉交通のみによる移動手段では町内全域を十分にカバーできず、特に高齢者や学生など交通弱者の生活に支障をきたしている。さらに、既存のバス・タクシー事業は人材不足や高齢化により運行の縮小が進行している。

このような背景を踏まえ、本業務では令和8年度以降を見据えた、新たな交通施策（自家用有償運送や地域交通ネットワークの再編等）の導入に向けた調査を実施し、次年度以降の事業計画を策定することを目的とする。

2 業務概要

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 業務名称 | 交通空白地域解消調査支援業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 選定方法 | 企画提案書等の公募によるプロポーザル方式 |
| (4) 委託期間 | 契約締結日から令和8年2月14日まで |
| (5) 業務委託料 | 4,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内 |

3 事業担当課

白子町企画財政課（担当：上代）

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074 番地の 2

電話番号：0475-33-2180 メールアドレス：kikaku@town.shirako.lg.jp

4 参加資格等

本業務のプロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 過去5年間に於いて、地方公共団体の公共交通に係る調査支援業務を受託した実績を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (5) 参加申込書の提出期限までに千葉県及び白子町から指名停止措置を受けていないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 スケジュール

項 目	時 期
プロポーザル実施要領の公示	令和 7 年 6 月 23 日（月）
質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 8 日（火）正午まで
質問書の回答期限	令和 7 年 7 月 11 日（金）
参加申込書の提出期限	令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 29 日（火）正午まで
プレゼンテーション審査	令和 7 年 8 月 5 日（火）
審査結果通知	令和 7 年 8 月中旬

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更する場合がある。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

No	提出書類名	様式	提出部数	
			正本	副本
①	参加申込書	様式第 1 号	1	
②	会社概要書	様式第 2 号	1	7
③	業務実績書	様式第 3 号 及び代表的な成果品	1	7
④	企画提案書 (業務実施体制・業務工程表を含む)	様式第 4 号及び 任意様式	1	7
⑤	見積書 (積算内訳・積算根拠を含む)	任意様式	1	7
⑥	質問書 (必要がある場合のみ)	様式第 5 号	1	
⑦	辞退届	様式第 6 号	1	

※各提出書類の詳細については (2) を参照すること。

(2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書は、A4判カラー印刷（A3判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。
- ・文字サイズは、原則10.5ポイント以上とすること。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。
- ・企画提案書の末尾に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。
- ・企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・調査支援業務仕様書の業務項目に沿った企画提案書を作成すること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

7 提出方法等

(1) 関係書類の配布期間

令和7年6月23日（月）から

(2) 配布方法

提出書類の各様式は、白子町ホームページからダウンロードすること。

(3) 関係書類の提出期限

- ・参加申込書等【上記6-Nの①②③】：令和7年7月16日（水）午後5時まで
 - ・企画提案書等【上記6-Nの④⑤】：令和7年7月29日（火）正午まで
- ※提出期限後の書類等の再提出及び差替えは認めない。

(4) 提出先

白子町企画財政課

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）に加え、電子データを下記URLからアップロードすること。

https://apply.e-tumo.jp/town-shirako-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=46678

- ・持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。
- ・郵送の場合は、上記提出期限に必着のこと。なお、郵送後、電話にて郵送した旨を必ず報告すること。

8 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。なお、質問は企画提案書の提出に必要な事項及び業務実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けない。

提出方法	質問書（様式第5号）を作成し、事業担当課へ電子メールで提出すること。※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。
受付期限	令和7年7月8日（火）正午まで
質問の回答	質問者名を伏してホームページにて回答する。 回答予定日：令和7年7月11日（金）

9 審査・選考

(1) 書類審査

- ・参加申込者から提出された書類について、記載事項を確認し、参加資格及び適格要件を満たしているか審査する。
- ・参加資格を有した申込者が 4 者以上となった場合は、下記の書類審査評価基準に基づき、提案の業務遂行体制等の観点から書面評価を行い、プレゼンテーション審査を行う 3 者を選定する。なお、書類審査の評価内容および得点については、外部への公表は行わない。
- ・書類審査の結果は、令和 7 年 7 月 31 日（木）までに全ての参加申込者に電子メールで通知する。

書類審査評価基準

評価項目	評価内容	配点
人員体制	本業務を確実に遂行するための専門性・経験を有する人員が適切に配置されているか。	5 点
スケジュールの妥当性	業務計画や進行スケジュールが現実的かつ円滑な実施が見込める内容となっているか。	5 点
類似業務実績	交通調査、地域交通再編、自家用有償運送支援などに係る実績が十分か。自治体対応経験の有無も含む。	5 点
地域課題の把握と分析	白子町の地域特性や既存課題に対して適切な分析視点があるか。調査・分析計画の整合性があるか。	15 点
調査手法の適切性	住民アンケートや移動実態調査、ヒアリング等の手法が効果的かつ実行可能であるか。	15 点
施策検討の有効性	複数の交通施策提案が妥当で、実証実験や制度化に向けた展望が示されているか。	15 点
合計		60 点

(2) プレゼンテーション審査

- ・実施日時
令和 7 年 8 月 5 日（火）
- ・実施場所
白子町役場 2 階 第 2 会議室
- ・実施時間
1 業者につき 30 分程度（プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分程度）
- ・出席者
3 名以内
- ・その他留意事項
○プレゼンテーションについては、企画提案書を基に行うこととし、追加提案、追加資料

等の配布は認めない。

○説明に際して、ディスプレイモニター機器を用いて提案書の表現を補足する説明をすることができる。なお、ディスプレイモニターは白子町が用意するが、その他機器については提案者が用意すること。

○プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査及び結果通知

・審査

プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が評価を行うものとし、総評価得点が最も高い者を受託候補者とする。評価基準は下記のとおりとする。

審査項目及び評価基準

審査項目	評価事項	評価内容	配点
業務遂行能力	人員体制	本業務を確実に遂行するための専門性・経験を有する人員が適切に配置されているか。	10 点
	スケジュールの妥当性	業務計画や進行スケジュールが現実的かつ円滑な実施が見込める内容となっているか。	10 点
	類似業務実績	交通調査、地域交通再編、自家用有償運送支援などに係る実績が十分か。自治体対応経験の有無も含む。	10 点
提案内容の妥当性	地域課題の把握と分析	白子町の地域特性や既存課題に対して適切な分析視点があるか。調査・分析計画の整合性があるか。	15 点
	調査手法の適切性	住民アンケートや移動実態調査、ヒアリング等の手法が効果的かつ実行可能であるか。	15 点
	施策検討の有効性	複数の交通施策提案が妥当で、実証実験や制度化に向けた展望が示されているか。	15 点
	合意形成支援の実効性	関係者との協議・合意形成に向けたプロセスが現実的かつ丁寧設計されているか。	10 点
安全性・信頼性	個人情報の取扱体制	個人情報保護措置が明確で、プライバシーマーク取得等の体制が整っているか。	5 点
提案価格	価格評価	提案者内の最低提示額 ÷ 提案者の提示額 × 10 (小数点以下第 2 位四捨五入)	10 点
合計			100 点

・審査結果の通知

審査の結果については、プレゼンテーションを行った者に令和 7 年 8 月中旬に書面により通知するとともに、白子町ホームページに掲載する。

10 契約等

(1) 契約先

評価基準に基づき審査した結果、評価が最も高い受託候補者と契約交渉等を進める。なお、契約内容及び契約金額等の交渉にあたり、交渉が成立しない場合、次順位者と交渉を行う。

(2) 業務内容及び契約金額の決定方法

業務内容及び契約金額については、受託候補者と白子町が協議により仕様を再確認し、改めて見積書を徴収して、予定価格の制限範囲内で決定する。

11 参加辞退

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月29日（火）正午まで

(2) 提出場所

白子町企画財政課

(3) 提出方法

件名を「【会社名】交通空白地域解消調査支援業務公募型プロポーザル辞退届」とし、事業担当課へ電子メールで送付すること。※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

12 失格事項

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本実施要領で定めた様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

13 その他留意事項

- (1) 本業務は、採択済みである「交通空白」解消緊急対策事業の交付決定を前提として実施するものであり、交付決定がされない場合には、本プロポーザルを中止する、または契約を締結しない場合がある。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 本町は、本プロポーザルの結果の公表や出版物等への掲載、その他執務上必要とする場合、提出書類の一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- (5) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複製することがある。

- (6) 提出された書類等は、白子町情報公開条例第7条の規定により開示する場合がある。
- (7) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては一切受け付けない。